

12月は「地球温暖化防止月間」

冬もエコライフ

今、私たちは、地球温暖化問題という社会のあり方そのものが問われる大きな問題に直面しています。

市では、21年3月に「市地球温暖化防止実行計画」を策定し、指定管理者等により管理されている施設および消防署緊急車輛の燃料を除く全事務事業を温室効果ガス削減の対象として取り組んでいます。

みなさんも、自分ができる「エコライフ」を考え、取り組みましょう。

問合せ 環境対策課・内線 3421

これからめざす「エコ社会」

地球温暖化は、異常気象や自然生態系への影響など、私たちの生活に影響をおよぼしています。

この影響を悪化させないために、自然を壊し、たくさんのエネルギーを使って、物を作っては使い捨てにする社会から、限りある地球の資源を大切にする「持続可能な社会」(*)に変わることが求められています。

「持続可能な社会」を創るには、一人ひとりが「エコライフ」を考え実行していくことが大切です。

※「持続可能な社会」とは

・低炭素社会（エネルギーを抑えた生活など）、
循環型社会（ごみの発生抑制・再利用・再生利用）、
自然共生社会（地域の自然を守り育むなど）、
これらを組み合わせ創っていく新しい形のエコ社会です。

例えば、冬にできる小さな「エコライフ」

二酸化炭素の削減効果は？（1ヶ月続けた場合）

◆暖房の運転時間を1日1時間減らす

エアコンの場合

2.9kgの削減

（節約金額 約165円）

石油ファンヒーターの場合

7.3kgの削減

（節約金額 約320円）



◆暖房の設定温度を1度下げた20度にする

エアコンの場合

3.7kgの削減

（節約金額 約215円）



石油ファンヒーターの場合

4.5kg

（節約金額 約195円）

寒い時は、暖房の温度設定を上げる前に、もう1枚洋服を重ねて着ることも「エコライフ」につながります。



今年もみんなで取り組もう「エコライフDAY2009（冬）」



「エコライフDAY2009（冬）チェックシート」（環境家計簿）は、目に見えない温室効果ガスをどれだけ減らすことができたのかを数字に表すことができます。小さな取り組みでも、大きな効果があることが実感できます。

実施期間

12月25日（金）までの間の1日間

※チェック票は、環境対策課および市役所1階総合案内・各公民館・福祉センター・市民センターダヴで配布・回収します。また、市ホームページからも票を入手できます。

<20年度冬の実施結果>

削減できた二酸化炭素の量

約612kg

約44本の杉の木が、二酸化炭素を1年間吸収する量に相当します

（50年生の杉、人工林の場合）



市民の方に伺いました「わが家の地球温暖化防止策」



春 峯子さん
（辻）

わが家は、水や電気などのエネルギーを無駄に使わないよう、常に工夫をしています。

例えば、洗濯は洗面所でお風呂の残り湯に少しの洗剤を入れブラシで叩く。すすぎは手洗い。洗濯機は脱水のみ使用で電気代も安い。手洗いは、指先も使い老化予防と一挙両得！おかげで、光熱費の月平均は1万円前後で家計も助かります。電化製品に頼りすぎず、体を使えば、体温も上がり暖房いらずでエコライフに繋がりますよ。

地球温暖化防止・環境活動パネル展

12月7日（月）～11日（金）
市役所1階エントランスホールで
（11日は午後4時まで）

里小学校・八幡木中学校の環境活動の発表、鳩ヶ谷高校の身近な入れ物を使ってのキッチンガーデンの提案、旧芝川流域自治会の廃食用油回収活動の紹介をします。

また、温暖化の問題やエコライフチェックの記入方法の説明も受けられ、参加した方には記念品を差し上げます。

税の申告は、お早めに お願いいたします



市税の電子申告受付 12月14日(月)から

市では、eLTAXを利用した市税の電子申告を12月14日(月)から受付します。
eLTAX(エルタックス)とは、地方税の手続きをインターネットを使って電子的に行うシステムです。

●利用できる内容

- ① 給与支払報告書等(個人市区民税)
 - ② 法人市民税の各種申告
 - ③ 償却資産(固定資産税)の申告
 - ④ 法人の設立および設置届、異動届
 - ⑤ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届
- eLTAXに関する詳しい手続きや内容の問合せは、(社)地方税電子化協議会 ☎0570・081459(土・日・祝日・年末年始を除く、平日の午前8時半～午後8時) または、eLTAX(エルタックス)ホーム



ページをご覧ください。

固定資産税のお知らせ

◆長期優良住宅に係る固定資産税の減額期間が申告すると延長されます

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」施行日(21年6月4日)から22年3月31日までに新築された認定長期優良住宅は、申告すると固定資産税を2分の1相当額減額する期間が2年間延長され、原則3年度分の減額が5年度分適用になります。(3階建て以上の中高層耐火住宅等については原則5年度分の減額が7年度分適用になります)

主な要件 床面積が50㎡(一戸建て以外の賃貸住宅等は40㎡)以上280㎡以下の住宅であること

申告期限 新たに固定資産税が課せられる年度の初日の属する年の1月31日まで

申告方法 市役所1階税務課 固定資産税係窓口(認定通知書の写しと印鑑を持参。申請書は窓口にあります)

◆償却資産は毎年申告を(22年2月1日(月)まで)

▼償却資産とは
土地と家屋以外の事業用に供する有形固定資産(構築物、機械および装置、車両および運搬具、工具・器具および備品等)をいいます

▼申告対象者

- 22年1月1日現在、事業用の償却資産を所有している個人や法人の方
 - 22年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人や法人に、事業用の償却資産を貸し付けている方
 - 21年中に事業を廃止、休業された方
- ※申告書は、12月上旬に発送します。なお、該当される方で12月末日までに申告書が届かない方は、ご連絡ください。

【問合せ】

個人住民税・法人市民税
税務課市民税係・内線2625、2628、償却資産
税務課固定資産税係・内線2631、2633



『2009 市民健康づくり事業』

～健康はみずからの手で!～

◆市民健康づくり体操教室「20歳から64歳までの体操教室～簡単ヨガ・簡単体操」

日時 12月20日(日)午前10時～11時半
場所 市役所2階市民フォーラム
対象 市内在住・在勤の20歳～64歳以下の方30人
申込み 12月17日(木)までに電話、FAXで(住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記)健康づくり推進課へ。(先着順)

問合せ 健康づくり推進課・内線3021、☎285-1102

◆うんどう教室

- 台公園(雨天の場合は三ツ和2丁目集会所)
日時 12月9日(水)、午後1時45分～2時受付
- 前田東公園(雨天の場合は南4丁目集会所)
日時 12月28日(月)、午前10時15分～10時半受付
- だんだん公園東(雨天の場合はコンフォール東鳩ヶ谷集会所)
日時 12月28日(月)、午後1時45分～2時受付

問合せ 国保年金課・内線3222、健康づくり推進課・内線3021

◆めざせ!元気いっぱい85歳!「健康運動教室」

日時 22年1月4日～3月8日の毎週月曜(1月12日、2月23日、3月2日は火曜)、計10回、午後2時～3時30分

場所 市役所2階市民フォーラム
※2月23日(火)は、中央公民館ホール

内容 主にいすに座って体と心を動かします
対象 65歳以上で簡単な運動ができる方30人

申込み・問合せ 高齢者支援課・内線3721

◆心の健康づくり講演会「頑張りすぎなくていい～あなたのままで～」

日時 22年2月7日(日)午後1時～3時(午後0時30分開場)

場所 市民センターダヴ
内容 エターナルMコンサート、シンポジウム「ストレスと心の健康について」

定員 200人(先着順)

申込み 22年1月29日(金)までに電話、FAXで保健センターへ

問合せ 保健センター ☎284-2325、☎284-0052



エターナルM